

神戸地方裁判所委員会（第20回）議事概要

1 日時

平成23年3月9日（水）午後3時00分から午後5時05分まで

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室（5階）

3 出席者

（委員）

川合昌幸，清原桂子，小原浩司，杉山力子，大同章成，田中昌利，常松健一，中内仁，東尾龍一，森川憲二，安井宏（五十音順，敬称略）

（オブザーバー）

矢尾和子，井上浩

（庶務）

油谷和夫，石川浩洋，吉田泰造，角間猛彦，藤井祥裕，太田幸枝，佐藤一徹

4 議事（ は委員長， は委員の発言。 は裁判所からの説明）

(1) 委員の交替（新任委員の紹介）

常松健一委員（平成22年11月1日付け）の紹介があった。

(2) 労働審判制度（矢尾和子裁判官）

労働審判員制度の概要（手続の特質，手続の流れ，各種の労働関係紛争解決システム，統計データ等）について，説明があった。

(3) 労働審判制度の意見交換

1 労働審判員については，推薦母体からの推薦を受けて最高裁が決定することになるが，事件数の増加に伴い人員の確保が非常に大変だと思われる。そこで，将来的には，NPO法人関係者，知識人，大学の先生なども労働審判員となり得ると考えられるか。

2 労働審判委員会は，労働者側と使用者側という立場の異なる立場の者が関与す

るが、客観的中立性を持って判断できるかについて実情はどうか。

1 御指摘どおり、事件増に伴って労働審判員の人員確保は大変なようであるが、現役を退いた方は比較的日程の都合が付く可能性が高い。将来的にNPO法人関係者らが労働審判員になり得るかどうかについての最高裁の検討状況については現在承知していない。

2 労働者側と使用者側の方は、立場に関係なく非常に中立公正な立場で手続に参与されており、例えば、労働者側の方が労働者本人に対してあなたの主張はおかしいとか、使用者側の方がお宅の会社の労務管理はなっていないなどと苦言を呈することもある。

各種の労働関係紛争解決システムの説明があったが、地労委まで紛争が持ち込まれると大変である。そのため、その前段階で労使OBが他の解決方法もあると助言できないかということで、兵庫県では、全国で初めて労使相談センターを作った。このセンターに持ち込まれる紛争であるが、特に零細企業において、使用者側から相談されるケースが最近増加している。そこで、労働審判事件について、使用者側からの申立件数と申立内容について参考に伺いたい。

労働審判事件の使用者側からの申立件数に係る統計資料は現在持ち合わせていないが、私が担当する事件で言えば、例えば年間40件を担当する場合、そのうち2件程が使用者側の申立てという印象である。解雇後にいろいろな請求を労働者が言ってくるとして、使用者側から債務不存在確認を申し立てた事案がある。

1 労働審判事件の事前準備について、弁護士から、資料を事前送付してもらっていないため、その場で読み込むことになるので困ると聞いたことがある。資料を事前送付することは難しいか。また、全く記録を見せてもらっていない例もあると聞いているがどうか。

2 昔勉強していた際、国民の社会意識、権利意識を阻害する面があるとして、民事調停に批判的な立場の方の文献を読んだことがある。現在、このような見解は払拭すべき面があるのかも知れないが、解雇の効力を巡る争いが結果的に金銭での

解決となった場合、解雇した側は実質的に勝利したことになり、いわゆる解雇権濫用の法理がなし崩し的にならないかとの危惧感も若干持っている。そこで、現場の裁判官の感覚を教えていただきたい。

1 事件記録はプライバシー性の高い資料であることから、神戸地裁においては、コピーして事前に資料を送付する扱いはしておらず、期日にもコピーした資料を配布していないが、他庁でも審判員にコピーした資料を配布するという運用はほとんどないと思う。審判員が期日に早めに来られて記録を読まれたり、当日に次の事件記録を読まれるなどする運用である。証拠資料を全く見せていない例があるとのことだが、通常記録は見せていると思う。

2 職務復帰したい者に対して金銭的解決をしなさいなどという示唆や説得をすることは全く行っておらず、申立人の希望が第一である。労働審判委員会としては、本意でない紛争解決にならないよう気遣っている。実際に成立した調停で、職務復帰するという話合いが成立したのは2年間で2件程であるが、金銭的解決を望まない者がいれば、審判で解雇無効に基づく労働者の地位確認を行うこととなる。また、解雇方法がひどい場合、未払賃金だけでなく、将来一、二年分の賃金を支払うといった上乘せをして金銭解決に至る事案もあり、金銭解決だからといって解雇した方の実質的勝利とは言えないと考えている。

労働審判制度は、パワハラやセクハラも関係するのか。

パワハラやセクハラを巡る争いは増加しており、それが契機となって使用者との間で雇用関係の紛争が生じれば労働審判の対象となる。例えば、上司がセクハラをした場合、会社の管理態勢に問題があり、労働者の安全を確保する義務を果たしていないとして、解雇の効力に関する紛争を会社を相手方として提起することが考えられるが、パワハラ等をした個人に対する紛争は、労働審判手続の対象事件とはならない。これに対して、訴訟の場合は、会社とともにパワハラ等をした者も被告とすることができる。

労働審判の申立費用は訴訟と比較してどうか。また、労働審判手続は煩雑では

ないか。

労働審判手続の申立費用は、民事通常訴訟の印紙額の半額となり、例えば、解雇無効に基づく労働者の地位確認を求める場合、訴訟の印紙額1万3000円の半額である6500円となる。

労働審判手続は、代理人が付かない本人申立てが多いが、それだけ手続が簡便であるためだと考えられる。

労働審判手続では、第一回期日で主張・立証を尽くすのが通常であり、準備が難しいが、代理人が付かない割合が多いのではないかと。申立人に代理人が付く割合及び代理人が付かない場合の審理の負担について教えていただきたい。

なお、弁護士会においては、労働問題等を専門的に担当する者のリストを作っており、できるだけ労働審判手続を利用したい方にも紹介しているが、法テラスにおいては、労働審判手続を通常の民事事件の援助事件として扱っているようである。

申立人に代理人が付く割合については、正確な統計資料は現在持ち合わせていないが、御指摘のとおり代理人が付かずに本人が手続を進行する事件の割合が多い印象であり、本日も申立人と相手方双方とも本人の事件があった。代理人が付かない場合、時間が倍掛かる印象であり、その場で一人では決断のつかない本人に対し、次回期日までに相談したい人がいれば相談してもらいたいといった形で期日が伸びることもある。

金融ADRについても、労働審判手続についても、制度趣旨としては紛争を迅速に解決する制度として共通であると考えてよいかと。

御指摘のとおりである。

(4) 新庁舎（社支部）について

委員長が支部についての概括的な説明をした後、DVDを視聴しつつ、井上オブが社支部・簡裁の新庁舎について説明した。

(5) 新庁舎（社支部）についての質疑応答

新庁舎の建築費用と費用の支出者を教えてもらいたい。

旧庁舎の取壊し費用も含め、総額約4億円であり、国の予算から支出される。
社支部の事件数について教えてもらいたい。

年によって事件数は変動するが、おおむね次のとおりである。

地裁通常民事訴訟事件

約200件程度である。神戸地裁管内の同件数は約1万2000件である。

簡裁民事訴訟事件

約500件程度である。神戸地裁管内簡裁の同件数は約1万8000件である。

社支部への交通アクセスについて教えてもらいたい。

JR加古川線に社駅がある。また、三宮からは社方面行きのバスがある。社支部は、社営業所のバス停から徒歩10分程の位置にある。

社支部は築約50年近く経過しているとのことであるが、敷地を取得する際も、長期的な視点を持って取得する必要があるという感想を持った。

国の財政状況がよくないので、庁舎の建て替えについては苦慮している。元の敷地が広ければ、同じ敷地に建てればよいが、狭い敷地であれば、仮庁舎用の敷地も必要となる。国民が利用しやすい裁判所という意味では、交通アクセスもよく、また、将来的に建て替えすることも視野に入れて広い敷地を取得するのが望ましいだろうが、財政状況等も踏まえれば、現実にそのような敷地を取得するのは難しい。

社新庁舎を見ると、授乳室や車椅子への対応などユニバーサルな視点がかかり取り入れられている印象である。兵庫県の方では、ドメスティックバイオレンス問題をかかえる外国人が増加していることから、外国人用パンフレットを十数箇国分用意したり、外国人を支援するNPO法人と連携するなどの工夫をしているが、絶対数の少ない言語の方などの場合、通訳人の選定に苦慮している。裁判用語が難しいこともあり、裁判所でも通訳人の確保等が難しいと思うが、手話通訳や外国人の通訳について参考となる工夫等があれば教えてもらいたい。

手話通訳については、事件ごとに契約を締結する扱いとしているが、現在のと

ころ特段懸念している事項はない。通訳については、通訳人名簿を整備しているが、とりわけ裁判員裁判が始まってからは一層整備されている。また、通訳人に対する研修にも力を入れている。

通訳人の研修についても、初心者、ある程度経験した者などの段階別で実施されている。もっとも、希少言語の通訳人を探すのには苦勞しており、また、通訳費用など色々な困難がある。このテーマは、地裁委員会から御意見をいただきたいと考えているテーマの一つである。

何年か前、当番弁護士で担当した件で、ベトナム語の通訳が必要となる当事者がいたことがあったが、神戸では通訳できる者が三、四人しかおらず、しかも通訳人が捜査機関で関与し、あるいは裁判所でも要望されている等から、神戸で確保できず、費用が掛かるが大阪に依頼したことがあった。ベトナム語が希少言語であるかどうかはともかく、捜査機関、弁護士、裁判所の三庁で需要があるため、探すのが大変だという印象を持った。

5 次回の議題

委員長が「裁判所の組織等について」及び「裁判員制度について」を議題としたい旨の説明をしたところ、各委員から異論はなかった。

6 次回期日

7月7日(木)午後3時